

日建連発第 239号
平成26年12月10日

各建築士会 会長 様

公益社団法人日本建築士会連合会
会 長 三井所 清典
(公印省略)

改正建築士法の施行にあたり業務報酬基準に準拠した契約の
締結の徹底に関する共同要望の実施について (協力依頼)

既にご承知のとおり、本年6月に可決成立・公布された改正建築士法に「国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化(建築士法第22条の3の4)」が規定され、平成27年6月までに施行されることとなります。

建築物の安全性の確保と質の向上を図るには、設計・工事監理が、適切かつ円滑に実施されるよう、業務報酬が合理的かつ適正に算定されることが必要です。このため、建築士法第25条の規定に基づき、平成21年に国土交通大臣告示第15号として業務報酬基準が定められています。今回、建築設計・工事監理業務の適正化を目指した建築士法改正により、業務の質の確保を通じて国民の利益保護を一層促進するため、業務報酬の基準に準拠した委託代金による契約締結の努力義務規定が設けられました。

こうした情勢に鑑み、建築設計関係三団体(士会連合会、日事連、建築家協会)は、「改正建築士法の施行にあたり業務報酬基準に準拠した契約の締結の徹底に関する共同要望書」をまとめ、公共建築物の発注に關係の深い15府省等及び民間10団体に対し、規定の十分な理解、関係部局や関係機関、会員団体に対する周知、建築物の設計・工事監理の発注にあたり、業務報酬基準に準拠した契約の締結に努めることを徹底するよう要望することとしました。民間団体へは年内の実施を予定しておりますが、中央府省に対しては大臣宛の要望のため、12月14日の衆議院議員総選挙後、新大臣組閣に10日程度かかる見込みであることから、年内の実施は難しい状況です。

しかしながら、平成27年6月の改正建築士法の施行時から予算の確保を含めた対応を要望する必要があると考えますので、貴会におかれましては、趣旨をご理解いただき、中央での要望活動に先がけ、貴都道府県の建築設計関係三団体(建築士会、事務所協会、建築家協会支部・地域会)で協議され、自治体(県及び市町村)、民間団体に対し、早期(できれば遅くとも平成27年1月末を目途に)に貴都道府県レベルでの建築関係団体としての共同要望を実施していただきますようお願い申し上げます。

このことにつきましては、日事連及び建築家協会より、それぞれ単位会あるいは支部・地域会に対し、同様の協力依頼がなされることを申し添えます。

記

1. 貴都道府県の建築設計関係三団体による共同要望は、別添1「要望書標準モデル(案)(自治体用)」及び別添2「要望書標準モデル(案)(民間団体用)」を参考に行ってください。その際、要望(案)の赤字箇所には要望先ごとに必要な項目を入れ、完成させてください。なお、文案については、地域の実情により必要に応じ加筆修正してかまいません。
2. その他の資料として以下を添付いたしますので適宜コピーしてご利用ください。
 - ①「建築士法の一部を改正する法律」の概要
 - ②改正建築士法条文(第22条の3の4)
3. 要望活動終了後に要望先、実施時期、要望した際の先方の対応を別添3により本会までご報告くださるようお願いいたします。

（ 自治体の長 ） 殿

一般（公益）社団法人 〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇会
 会 長 〇 〇 〇 〇
 一般（公益）社団法人 〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇会
 会 長 〇 〇 〇 〇
 公益社団法人 〇〇県〇〇〇〇〇〇〇〇会
 会 長 〇 〇 〇 〇

改正建築士法の施行にあたり業務報酬基準に
 準拠した契約の締結の徹底に関する要望

本年 6 月に可決成立・公布された改正建築士法に「国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化（建築士法第 22 条の 3 の 4）」が規定され、平成 27 年 6 月までに施行されることとなります。これは、設計又は工事監理の受託契約を締結しようとする者は、建築士法第 25 条に規定する報酬の基準に準拠した委託代金で受託契約を締結するよう努めなければならないとするものです。

建築物の安全性の確保と質の向上を図るには、設計・工事監理業務が、適切かつ円滑に実施されるよう、業務報酬が合理的かつ適正に算定されることが必要です。このため、建築士法第 25 条の規定に基づき、平成 21 年に国土交通大臣により告示第 15 号として業務報酬基準が定められています。今回、建築設計・工事監理の業務の適正化を目指した建築士法改正により、業務の質の確保を通じて国民の利益保護を一層さらに促進するため、業務報酬の基準に準拠した委託代金による契約締結の努力義務規定が設けられました。

これに加え、本年 6 月には、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正が行われ施行されました。この中においても、予定価格の適正な設定など、発注者の責務も定められました。

つきましては、こうした社会情勢に鑑み、実効性を高めるためにも改正建築士法の施行にあたり、規定を十分ご理解いただき、関係部局等への周知を図られるよう特段のご協力をお願いするとともに、業務報酬基準に準拠した契約の締結に努めることを徹底されますよう強く要望いたします。

なお、平成 27 年度予算の必要な確保も含めまして改正建築士法の施行時から円滑な実施に向けた対応をしていただきますよう、特段のご配慮を要望いたします。

以上の要望趣旨を十分ご理解のうえ、公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたり、下記につきまして実効性ある措置をお取りいただくようお願い申し上げます。

記

- 一、改正建築士法で規定された「国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化（建築士法第 22 条の 3 の 4）」について十分ご理解いただき、関係部局並びに関係機関に対する周知の徹底を図ること
- 一、公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたり、上記規定に沿って業務報酬基準（平成 21 年国土交通省告示第 15 号）に準拠した契約締結に努めることを徹底すること
- 一、平成 27 年 6 月までに予定される改正建築士法の施行にあわせ、平成 27 年度予算の必要な確保を含め、円滑な実施に向けた対応が行われること

以上

● 「建築士法の一部を改正する法律」の概要（平成26年法律第92号）

建築設計関係三団体※による「建築物の設計・工事監理の業の適正化及び建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」を踏まえ、書面による契約の義務化（300㎡超）、管理建築士の責務の明確化、建築士免許証提示の義務化等の所要の措置を講ずる。

※ 公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会及び公益社団法人日本建築家協会

法改正の必要性

建築物に関する現行の法制度では、設計等の業務を行う建築士事務所の契約責任が不明確であり、建築紛争の増大・長期化等につながっている。また、建築士なりすまし事案等が発生している。

このため、建築物の設計・工事監理の業務の適正化及び建築主等への情報開示を充実する必要がある。

【公布日：平成26年6月27日 施行日：公布後1年以内】

法改正の概要

■書面による契約等による設計等の業の適正化

- ① 延べ面積300㎡を超える建築物について、書面による契約締結の義務化。【22条の3の3】
- ② 延べ面積300㎡を超える建築物について、一括再委託の禁止。【24条の3】
- ③ 国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化。【22条の3の4】
- ④ 設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化。【24条の9】

■管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化

- ① 管理建築士の責務を下記のとおり明確化。【24条】
・受託する業務等の選定 ・業務の実施者の選定 ・提携先等の選定 ・事務所の技術者の管理
- ② 建築士事務所の開設者に対する管理建築士が述べる意見の尊重義務化。【24条】

■免許証の提示等による情報開示の充実

- ① 建築主からの求めに応じた免許証提示の義務化。【19条の2】
- ② 建築士免許証の記載事項等（定期講習の受講履歴、顔写真）に変更があった場合の書換え規定の明確化。【5条、10条の2の2】

■建築設備に係る業務の適正化

法律上に「建築設備士」の名称を規定し、建築士が延べ面積2,000㎡を超える建築物の建築設備について建築設備士の意見を聴くことを努力義務化。【2条、18条】

■その他改正事項

- ① 建築士事務所に係る欠格要件及び取消事由に、開設者が暴力団員等であることを追加。【23条の4】
- ② 建築士に対する国土交通大臣・都道府県知事による調査権の新設。【10条の2】
- ③ 建築士事務所の所属建築士を変更した場合の届出義務化（3ヶ月以内）。【23条の5】

改正建築士法条文（抜粋）

（適正な委託代金）

第二十二条の三の四 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、第二十五条に規定する報酬の基準に準拠した委託代金で設計受託契約又は工事監理受託契約を締結するよう努めなければならない。

（業務の報酬）

第二十五条 国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定めることができる。

事務連絡
平成26年12月15日

建築指導関係法人 御中

国土交通省住宅局建築指導課
住宅生産課
国土技術政策総合研究所

平成27年度建築基準整備促進事業の事業課題の提案募集について

平素より、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省においては、建築基準法等に基づく技術基準に関し、最新の研究や技術開発の進展等に対応した基準の見直しや新たな基準の整備を進めていくため、基準整備を目的とする特定の課題について技術的知見を有する民間事業者や大学等の事業主体を公募し、関連するデータや資料の収集・蓄積・作成等に対して所要の補助を行う「建築基準整備促進事業」を実施しているところであります。

このたび、平成27年度建築基準整備促進事業の実施に向けて、本事業で実施する課題の提案募集を行うこととしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集期間

平成26年12月15日から平成27年1月16日まで

2. 今回の提案募集の対象とする法律

建築基準法、省エネルギー法、住宅の品質確保の促進等に関する法律

3. 提案方法

一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）ホームページ上にある課題提案様式に必要な事項を記入のうえ、同ホームページ上の提案受付窓口にメールにて送付

4. その他詳細について

平成27年度建築基準整備促進事業課題提案募集（ICBAホームページ：<http://www.icba.or.jp/>）をご参照ください。

5. 参考資料

ICBAホームページ

<事業に関する問合せ先>

国土交通省住宅局建築指導課
建築基準整備促進事業担当
電話番号：03-5253-8111
（内線：39530）
FAX：03-5253-1630
メールアドレス：kiseisoku@mlit.go.jp

<提案に関する問合せ先>

一般財団法人建築行政情報センター
建築基準整備促進事業提案受付担当
電話番号：03-5228-5998
メールアドレス：kiseisoku@icba.or.jp

一般財団法人 建築行政情報センター
Information Center for Building Administration

MYページ 利用者登録 申込リストを見る

トップ セミナー・Web 出版物 申請プログラム 建築法令 情報会員

建築確認申請システムの提供、建築行政共用データベース・システムの提供、建築物のストック情報、建築士・建築事務所等の各種情報の共有化のための調査・企画、統一的な建築行政の遂行のための建築行政全般に係る情報の収集・提供、日本建築行政会議の活動支援、建築基準関連 講習会等を行っています。

最新情報

その他 2014.12.15 **建築基準整備促進事業(基整促)の課題提案を受付します。提案される方はこちらから。**

申請プログラム 2014.11.27 確認申請プログラム1月操作説明会参加者募集中です。一度使ってみたいという方も是非ご参加ください。お申込みは**こちら**から

セミナー 2014.10.20 「平成26年度 建築確認 電線研修(第2回)」の受講者を募集しています。

申請プログラム 2014.08.26 申請プログラムを更新しています。情報会員の方の申請プログラムのダウンロード方法は**こちら**をご参照ください。

セミナー 2014.06.06 「平成26年度 建築士専修成研修(3日間)」の受講者を募集しています。

出版物 2014.06.02 建築士や確認検査員を目指す学習書、「平成26年度版 建築基準法制定法員格差の年別表」の販売をしています。

その他 2014.04.8 建築確認電子申請システムの海外視察は定員に達しましたので募集を終了いたしました。

[一覧を見る](#)

ショートカット

※「質問箱」はH18改正建築基準法の運用、「苦情箱」は確認検査機関等に関する内容に対応しています。

質問箱 苦情箱 **窓口サイト** **基整促課題受付** DB協議会 運用改善

センター概要 | プライバシーポリシー | 関連リンク | 著作権・リンクについて | お問い合わせ | アクセス

Copyright (C) 2003-2011 Information Center for Building Administration All Rights Reserved.

↑
ここに窓口ボタンを追加する

建築基準整備促進事業

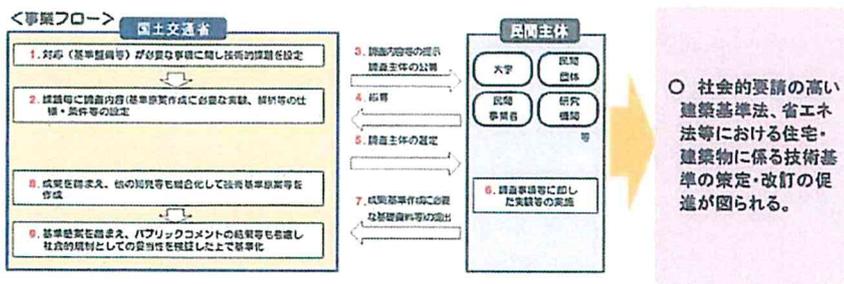
「建築基準整備促進事業」とは

建築基準法、省エネ法等における住宅・建築物に係る技術基準の策定・改訂する上で必要な事項について、実験等により基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等を行う民間事業者等に支援し、国において行う技術基準の策定・改訂の促進を図ることを目的としております。

建築基準整備促進事業の課題については、これまで関係団体等の要望等も踏まえて決定しておりましたが、今回インターネットを通じて課題募集を受け付けることとしました。

建築基準整備促進事業に関する詳しい情報については、国土交通省のホームページをご覧ください。

(国土交通省ホームページ)



<最近の成果例>

- ・階段、手すり等日常安全に関わる基準適用合理化に関する検討(平成25年度)
【建築基準法施行令第23条の改正】
- ・吊り天井の耐震設計に係る基準の高度化に資する検討(平成24、25年度)
【建築基準法施行令第39条の改正】
- ・津波危険地域における建築基準等の整備に資する検討(平成23年度)
【国土交通省告示1318号の制定】
- ・昇降機の安全対策に関する検討(平成24年度)
【建築基準法施行令第129条の12第1項第6号の改正】

建築基準整備促進事業の課題提案受付について

ICBAでは、国土交通省の依頼を受け、平成27年度建築基準整備促進事業の課題提案募集の受付・整理を行います。

建築基準整備促進事業の課題を提案される方は、提案要領をよくお読みの上、課題募集様式にご記入頂き、下記窓口までお送り下さい。

建築基準整備促進事業の課題受付について ◀◀ ご提案をされる方はこちらへ

- 建築基準整備促進事業の課題募集様式
- 課題募集の記載方法
- 提案要領

募集期間 平成26年12月15日～平成27年1月16日

提案受付窓口

E-mail : kiseisoku@icba.or.jp

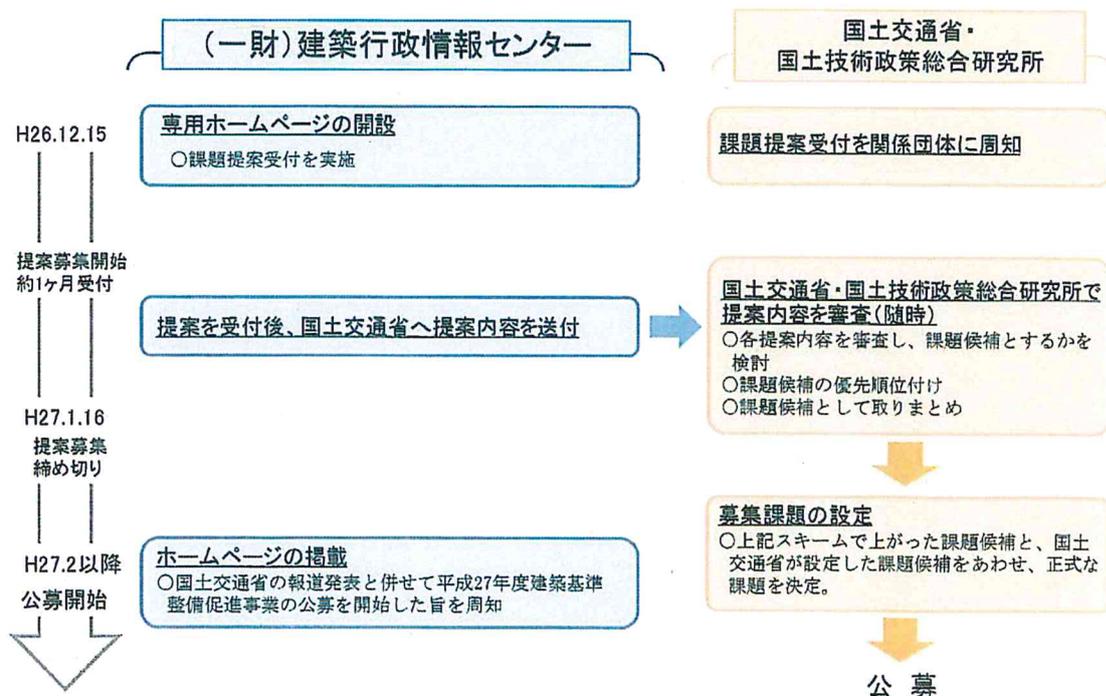
FAX : 03-5228-5998

ホームページへ戻る

■提案要領

- ・建築基準整備促進事業の課題提案募集は、技術基準の策定、改訂に向けた課題提案を受け付けるもので、現行基準に関するお問い合わせ、相談、苦情等はお受けできません。
- ・今回の提案募集は、建築基準法、省エネルギー法、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく技術基準です。
- ・ご提案は、所定様式に記載したものをメールで提出してください。
(電話、郵送、事務所への来訪などによるものはお受けできません。)
- ・記載にあたっては、提案年月日、提案者氏名等、提案名、提案目的、提案理由・技術的知見等については必ずご記入ください。なお、ご提案の内容について、事務局側から公開することはありませんが、内容についてお問い合わせ等をさせていただく場合がありますので、ご承知おきください。
- ・頂いたご提案は、内容の整理等を行った上で、国土交通省に送付の上、採否を検討することとなっております。採否は、①基準整備を行う社会的ニーズがあること、②技術的な根拠・知見等が相当程度蓄積されており、本事業を実施することで基準整備が可能な段階であることを判断基準とし、国土交通省及び国土技術政策総合研究所の担当部局で検討します。
- ・平成27年度建築基準整備促進事業の公募課題が決定し次第、本ホームページ及び国土交通省ホームページにて募集要領を公表し、事業主体の募集を予定しております(平成27年2月以降(予定))。なお、この平成27年度建築基準整備促進事業募集をもって、頂いた提案の採否のお知らせに代えさせていただきます。
- ・ご提案頂いた内容は建築基準整備促進事業以外に利用することは致しません。

(参 考)平成 27 年度建築基準整備促進事業の課題設定の流れ



開発許可制度研修会ご案内

実務に携わる方々を対象に、下記のとおり研修会を開催いたしますので、多数ご参加下さいますようご案内いたします。

記

- 1 日 時 A 平成27年2月10日(火) 午前10時～午後4時30分 岡崎市民会館集会室第1号室
- 2 場 所 B 平成27年2月20日(金) 午前10時～午後4時30分 昭和ビル9Fホール
- 3 研修内容 ① 開発許可制度の概要について ② 市街化調整区域の許可基準について
③ 開発許可基準について
(CPD単位 5単位(予定))
- 4 講 師 愛知県建設部建築局建築指導課 担当者
- 5 定 員 150名
- 6 受講料 テキスト代込みで **12,000円** ただし、テキストが不要な場合 **7,000円**
- 7 申込期間 1月5日(月)から。定員になり次第締め切ります。
- 8 申込方法 下記申込書に必要事項を記入の上、**FAX**でお申込ください。
- 9 送金方法 受講料は、銀行振込又は直接主催者へ持参。(当日の現金払いはご遠慮ください。) 一旦納入された受講料は返却いたしませんので、都合が悪くなった方は代わりの方が出席して下さい。
- 10 受講票 受講料を納入された申込者には、「**受講票**」をFAXで送ります。
- 11 テキスト 「都市計画法開発許可の実務の手引」改訂第20版
愛知県建設部建築局建築指導課監修(平成26年2月発行)
- 12 主催者及
申 込 先 一般財団法人 東海建築文化センター
〒460-0008 名古屋市中区栄四丁目3-26 (昭和ビル 2F)
TEL 052(262)0838 FAX 052(262)0839
- 13 後援団体
(公社)愛知建築士会 (一社)中部不動産協会 (一社)日本ツーハイパー建築協会 東海支部
(公社)愛知県建築士事務所協会 (一社)日本木造住宅産業協会中部支部 (公社)全日本不動産協会 愛知県本部
(公社)日本建築家協会 東海支部 (一社)東海住宅産業協会 (公社)愛知県不動産鑑定士協会
(一社)愛知県建設業協会 (一社)不動産協会 中部支部 (一財)愛知県建築住宅センター
(公社)愛知県宅地建物取引業協会 (一社)中京住宅産業協会 愛知県建築技術研究会

開発許可制度研修会申込書兼通知書

- ① 枠内に記入しFAXして下さい。申込後一週間以内に受講料の振込をお願いいたします。
FAX:052-262-0839(一財)東海建築文化センター宛 *定員を超えた場合はお断りのFAXをします。
- ② 振込確認後 受講番号をFAXで通知します。

		平成 年 月 日	
氏 名 フリガナ		勤 務 先 (所在地・名称)	
		(所在地)〒	
CPD取得番号		(名称)	
受講希望日 (A・Bに○印)	A 27年2月10日(火) 岡崎市民会館集会室第1号室	B 27年2月20日(金) 昭和ビル9Fホール	
連絡先	FAX	テキスト要否 (○印)	必要 ・ 不要
	TEL		

振込先 三菱東京UFJ銀行 栄町支店 (普)0720583 (一財)東海建築文化センター
(振込手数料は受講者負担となります。)

受講票

(番号と受付印がないものは無効です。)

貴方の受講番号は次の通りです。

受講番号 NO.

研修会当日は**必ずこの通知書を持参し**、受付に提出して下さい。